

宇和島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を指定する掲示

平成17年3月11日  
神松支掲示第2号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、宇和島港において本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を次のように指定し、平成17年4月1日から適用することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「宇和島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通並びに貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を指定する掲示」（平成7年12月1日神松支掲示第3号）は廃止する。

松山税関支署長 野村典彦

第1 交通につき経なければならぬ場所

船舶の維けい場所等（宇和島港）	交通経由場所
坂下津第2号岸壁	各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入り口
坂下津第3号岸壁、坂下津第4号岸壁	各維けい岸壁
樺崎第1号岸壁、樺崎第2号岸壁	各維けい岸壁
沖係り船	樺崎物揚場
宇和島港内維けい中の船舶のうち、上記以外の船舶	各維けい岸壁

第2 貨物の積卸につき経なければならぬ場所（宇和島港内）

- (1) 坂下津第2号岸壁
- (2) 坂下津第3号岸壁、坂下津第4号岸壁
- (3) 樺崎第1号岸壁、樺崎第2号岸壁
- (4) 樺崎物揚場